

さくら市告示第 201 号

さくら市余裕期間設定工事試行要領を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市余裕期間設定工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事（以下「対象工事」という。）を、市が発注する建設工事において試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約日の翌日から工事着手期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）の前日までの期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日
- (4) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事着手日を選択できる方式

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、競争入札による工事で、次の各号に該当するもののうち、発注者が必要と認める工事とする。

- (1) 年度内に標準工期を確保できる工事
- (2) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事

- (3) 繰越明許費又は債務負担行為が設定されている場合にあっては、当該期間内に標準工期を確保可能な工事
(工事着手期限日及び工事着手日)

第4条 工事着手期限日は、対象工事に係る契約日の翌日から起算して実工期の30パーセント以内、かつ、60日を超えない範囲内で設定するものとする。

- 2 発注者は、工事着手に係る期限をあらかじめ入札公告等で明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結までに、工事着手日（さくら市の休日を定める条例（平成17年さくら市条例第2号）に規定する休日は除く。）を定め、工事着手通知書（別記様式）により発注者に通知するものとする。この場合において、契約締結日以後、特別な事情がない限り、受注者の都合による工事着手日の変更はできないものとする。

（前払金の取扱い）

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合には、契約締結以後請求できるものとする。

（余裕期間内の現場管理等）

第6条 余裕期間内における当該工事現場の管理は、発注者の責任により行うものとする。

- 2 余裕期間内は、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。
- 3 余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

（技術者の取扱い）

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

（対象工事の工期等）

第8条 対象工事の工期等は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期とする。
- (2) 契約保証の期間は、余裕期間と実工期を合わせた期間とする。
- (3) 工事実績情報システムに登録する工期及び技術者等の従事期間は、契約書に記載する実工期とする。

（経費の負担）

第9条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。